平成２５年（フ）第７１６４号
東京都足立区宮城１丁目18―５
債務者　小林　一幸
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月７日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１６６号
東京都世田谷区北烏山３丁目13―13―106
債務者　五十嵐　薫
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月７日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２７５号
東京都世田谷区野沢４丁目17―７　メゾン大場502
債務者　佐藤ちづる
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月７日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４２８号
東京都目黒区目黒２丁目７―17
債務者　船木由美子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月７日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２２号
静岡県焼津市小浜208番地の55、旧住所静岡県焼津市惣右衛門179番地の２
債務者　新村　　章
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５７号
栃木県小山市駅南町３丁目17番20号　メゾンドオランジュ102号
債務者　塚本　淳一
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第７０号
栃木県下都賀郡岩舟町大字和泉60番地８
債務者　谷川かおる
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第９６０５号
東京都墨田区太平１―24―５　みやこ荘301号、住民票上の住所埼玉県さいたま市大宮区高鼻町１丁目152
債務者　遠藤　孝一
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７３６号
東京都世田谷区経堂２丁目14―１―202
債務者　河村　　舞
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７４０号
東京都足立区堀之内１丁目３―20―407
債務者　佐藤　弘晃
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７００号
東京都昭島市中神町1237番地中神第３アパート１棟909号
債務者　荒井　文子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月14日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９５号
沖縄県沖縄市比屋根２丁目10番１―601号　県営比屋根団地
債務者　金城　辰也
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１２６号
沖縄県うるま市字川崎21番地　野里アパート201
債務者　仲西　　彬
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１２８号
沖縄県沖縄市山内３丁目16番10号
債務者　豊里　　豊
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１３０号
沖縄県沖縄市上地１丁目20番25号
債務者　村山　栄子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部